

※ 指示があるまで問題を開かないでください。

令和 7 年度

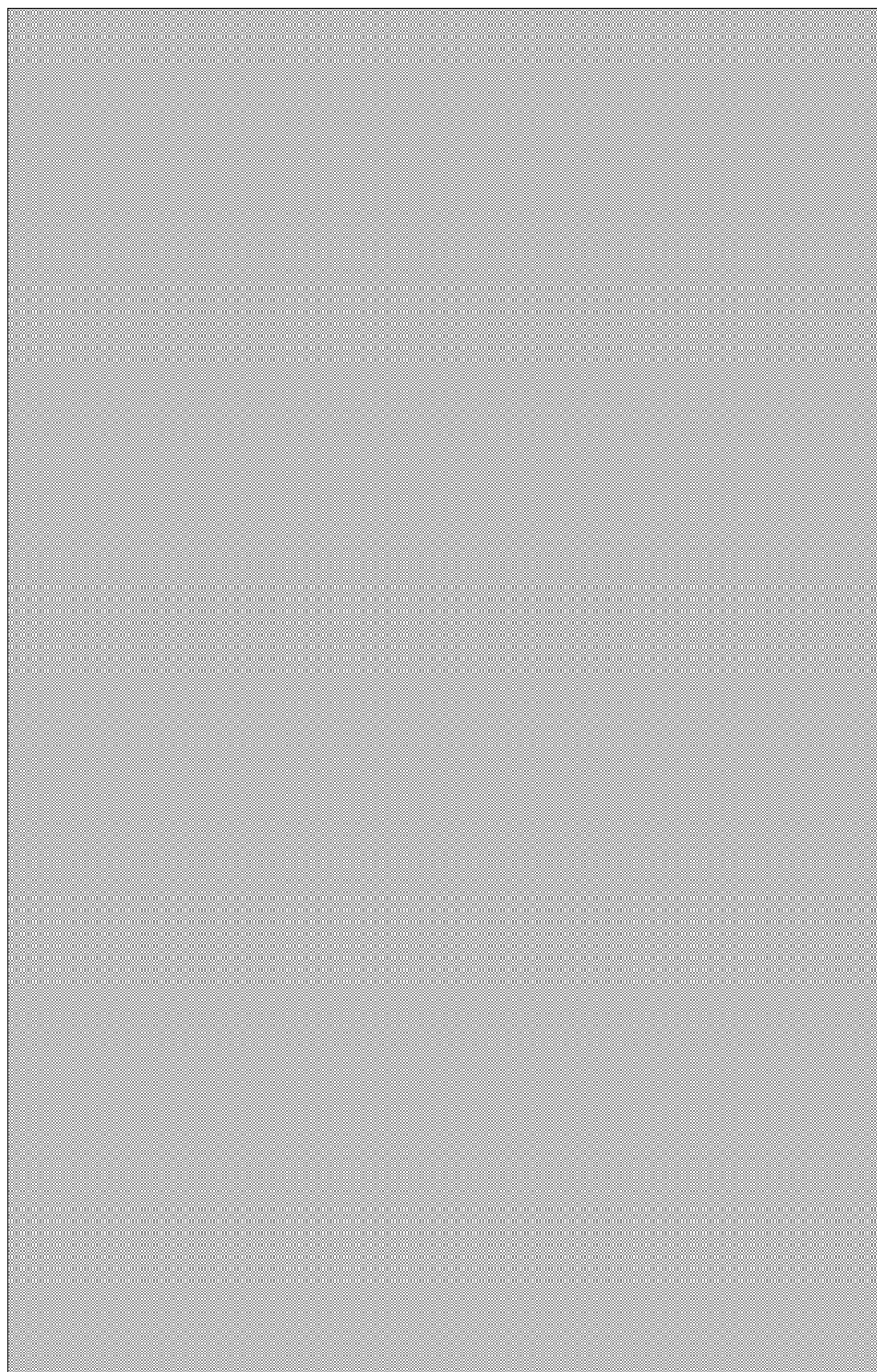
職員 I 類専門問題

(事務)

令和 7 年 4 月 2 0 日 (日) 実施

注意事項

- 1 問題は 1 0 分野あります。3 つの分野を選択し、解答してください。
- 2 解答用紙は、必ず 1 問につき 1 枚を使用し、受験番号、氏名を記入してください。
- 3 解答用紙の選択問題欄は、選択した分野に○印をつけてください。
- 4 解答内容は、解答に至った経過についても残しておいてください。
- 5 試験時間は 6 0 分です。
- 6 この問題は持ち帰ることができます。ただし、解答用紙は白紙でも必ず提出してください。



No.1 憲法

日本国憲法が規定する経済的自由権について、ア～オに入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

日本国憲法第22条第1項は、「何人も、①に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と規定する。職業選択の自由には、自己の選択した職業を遂行する自由、すなわち②も含まれるものと考えられる。職業選択の自由は、表現の自由などの精神的自由と比較して、より強度の規制を受ける。例えば、小売市場距離制限事件※₁において最高裁判所は、適正配置（距離制限）の規制の目的が、福祉国家の理念に基づいて経済の調和のとれた発展を確保し、社会・経済政策の一環としてとられる規制、いわゆるアであると認定し、適正配置規制をイとした。また、薬局距離制限事件※₂においては、適正配置（距離制限）の規制の目的が、主として国民の生命および健康に対する危険を防止もしくは除去ないし緩和するための規制、いわゆるウであると認定し、適正配置規制をエとした。同法同条第2項は、「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定する。国籍離脱の自由には、無国籍になる自由がオ。

日本国憲法第29条は、財産権を保障している。同法同条第2項は、「財産権の内容は、①に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定する。最高裁判所は、共有森林につき共有分割請求権を制限している森林法の規定は、日本国憲法第29条第2項に③とした。さらに同法同条第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定する。ここにいる「正当な補償」とはいかなるものかについては争いがある。最高裁判所は、農地改革事件※₃において、正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基づき、合理的に算出された④な額をいう、とする④補償説の立場をとった。また、土地収用法上の損失の補償については、⑤な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する、とした。

※1 最大判昭和47・11・22刑集26巻9号586頁

※2 最大判昭和50・4・30民集29巻4号572頁

※3 最大判昭和28・12・23民集7巻13号1523頁

【語群】

- | | | | |
|-----------|-----------|---------|----------|
| a. 消極目的規制 | b. 積極目的規制 | c. 含まれる | d. 違憲状態 |
| e. 違憲 | f. 公共目的規制 | g. 合憲 | h. 含まれない |
| i. 制度目的規制 | | | |

No.2 行政法

行政不服審査法に関する次の記述について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

行政不服申立てに関する一般法として旧訴願法に代わって昭和 37 年に制定された旧行政不服審査法を、平成 26 年に全部改正する形で今日の行政不服審査法が制定された。その第 1 条第 1 項では、同法の目的を「行政庁の又はな処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民がかつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民のの救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」と規定している。同法が定める不服申立手続の種類は、(1) 審査請求、(2) 再調査の請求、(3) 再審査請求であるが、これらのうち原則となるものは、審査請求である。しかし、同法第 7 条第 1 項において、審査請求ができない処分・不作為について列記しており、あわせて同条第 2 項に定める行政主体の機関相互間の処分・不作為、さらに、他の法律に特別の定めのある場合（同法第 1 条第 2 項）に該当する場合を除き、すべての処分・不作為について法による審査請求が可能である。これを主義という。

なお、審査請求の審理手続は、(1) 書面による審理、(2) 職権的な手続進行を特色としている。実際に審査請求がなされると、審査庁は、原則として、処分・不作為に関する手続に関与し、または関与することとなる者以外の職員の中からを指名する(同法第 9 条第 1 項)。

ただし、(1) 行政委員会等が審査庁となる場合、(2) 条例に基づく処分について条例がによる審理手続を排除する場合、(3) 個別法がによる審理手続を排除する場合には、による審理手続は行われない。審査庁から指名を受けたは直ちに、処分庁・不作為庁に審査請求書を送付する（同法第 29 条第 1 項）。その上で、相当の期間を定めて、処分庁・不作為庁に対しの提出を求める（同条第 2 項）。が提出されれば、は、これを審査請求人・参加人に送付し、これに対して、審査請求人は、参加人はを、それぞれ提出することができる。ただし、審査請求人または参加人の申立てがあった場合、は、原則として、その申立人に対してで当該審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない(同法第 31 条第 1 項)。

【語群】

- | | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| a. 自由選択 | b. 簡易迅速 | c. 教示 | d. 権利利益 | e. 不当 |
| f. 審査請求前置 | g. 平等 | h. 審査請求中心 | i. 原処分 | j. 一般概括 |
| k. 法的利益 | l. 違法 | m. 列記 | | |

No.3 民法

民法の規定する担保物権に関する次の記述について、ア～オに入ること適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入ること適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

民法の規定する担保物権には留置権、先取特権、質権、抵当権があり、いずれの担保物権にも共通する性質がある。その一つに、「担保物権は、債権があつてはじめて存在し、債権が消滅したら消滅する」というアがある。また、「債権が他人に移れば担保物権も一緒に移転する」というイ、「債権全部の弁済を受けるまでは目的物全部の上に権利を行使できる」というウ、「目的物が売却・賃貸・滅失・損傷したときは、売却代金・賃料・保険金・賠償金などの上に効力を及ぼせる」というエといった性質がある。ただし、エについては、担保物権のうち、その権利の性質上、オには伴わない。

さらに、これらの担保物権のうち留置権と先取特権は、当事者の意思にもとづかず、法律上の要件を満たしたとき当然生じる物権であることから、「①」といわれ、当事者の意思にもとづいて質権設定契約や抵当権設定契約を結ぶことによって生じる質権や抵当権は「②」といわれている。

この「②」のうち抵当権は、債権者である抵当権者と債務者である抵当権設定者との間で締結されるが、債務者のために債務者以外の第三者を抵当権設定者として設定することも可能であり、このような第三者を③という。また、抵当権は、担保目的物を提供者から占有を奪うことなく、提供者に引き続き使用収益させながら、債務が弁済されない場合に、原則としてその物を競売して得られた代金から優先的に弁済を受けることを内容とする担保物権である(民法第369条第1項)。これが質権と抵当権の相違点であり、質権設定契約が効力を生じるためには、原則として、当事者間の合意だけでは足りず、目的物を実際に債権者に引渡さなければならない。一方、抵当権設定契約は当事者の合意だけで効力を生じ、目的物の引渡しは不要である④契約である。

そのため、抵当権によって担保される債権の範囲は質権に比べて制限されている。元本は当然担保されるものの、利息・地代・家賃といった定期金については、原則として満期のきた最後の⑤年分に限り、また、債務不履行による損害賠償も最後の⑤年分に限り抵当権によって担保される(同法第375条)。これは、抵当権においては質権と異なり、担保目的物が設定者の手元に留め置かれる性質があるため、抵当権設定後も後順位抵当権者や一般債権者などの第三者が担保目的物に利害関係をもつことが多いので、これら第三者の利益を保護する目的で抵当権者の優先弁済権を限定する必要があるためである。

【語群】

- | | | | | |
|--------|---------|--------|----------|----------|
| a. 随伴性 | b. 先取特権 | c. 補充性 | d. 不可分性 | e. 留置権 |
| f. 抵当権 | g. 付従性 | h. 通有性 | i. 物上代位性 | j. 物上保証性 |
| k. 質権 | | | | |

No.4 経済学

財と所得、財と価格の関係について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

第1財を横軸、第2財を縦軸に取った平面上で、財の価格を一定として所得が増加すると、予算線は上方にシフトする。所得増加の前後の需要を結んだ曲線はと呼ばれ、所得の水準が変化するときの需要の軌跡を表している。所得の増加とともに財の需要が増加する場合、そのような財を、という。

所得を縦軸、第1財の需要量を横軸とする平面上の所得と需要の関係を表す曲線のことをという。のは、となる。

所得の増加とともに需要が減少する場合、そのような財をという。安い酒やマーガリンなどがその例としてあげられる。この財のはとなる。

また、需要の所得弾力性は、次のように定義される。

$$\text{需要の所得弾力性} = \frac{\text{需要量の変化率}}{\text{所得の変化率}}$$

はこの値が正であり、このうち、需要の所得弾力性が1を超える財を、1を下回る財をといい、は、この値が負となる財である。

一方、価格の低下とともに需要量が増加する財があり、このような財をという。この財においては、財の価格を縦軸、第1財の需要量を横軸とする平面上の価格と需要量の関係を表す曲線であるを描くとその曲線はとなる。

【語群】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| a. 価格消費曲線 | b. 補償需要曲線 | c. エンゲル曲線 | d. 所得消費曲線 |
| e. 需要曲線 | f. 垂直 | g. 水平 | h. 右上がり |
| i. 右下がり | j. 凸型 | | |

No.5 財政学

財政学の歴史について、ア～オに入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

古典派経済学の①はその著書『諸国民の富の性質と原因に関する研究』の中で、当時の重商主義に反対する立場から自由放任の下で各個人が利己心のおもむくままに自由な経済を行えば、その結果として、「ア」によって、おのずから経済全体が予定調和に達すると述べた。この秩序の下では、国家の機能を、国防、司法・警察、公共事業に限定するいわゆる「イ」を主張しており、財政についてもその規模を最小にすることが経済の非効率性を回避するうえで必要であるとされた。

19世紀後半、ドイツを中心に社会政策学派の財政学が生まれ、その代表的学者であるワグナーは、当時膨張していた国家に独自の機能と意義を認め、社会の進歩とともに国家の機能は必然的に拡大し、財政面での経費も絶えず増加する傾向にあるとする「ウ」を唱えた。

1936年、②はその著書『雇用・利子および貨幣の一般理論』の中で、供給の大きさではなく購買力を伴った需要の大きさが経済活動の大きさを決めると述べた。このような考え方をエという。この理論に先立ち、1933年からアメリカにおいて実施された「③政策」では、不況期に赤字予算を編成して大規模な公共事業を実施することにより、雇用を拡大し、経済の自律的回復が試みられた。

マスグレイブは財政現象を機能的に把握し、資源配分機能、所得再分配機能、④の3つに財政の機能を分類している。このうち、資源配分機能は、警察や消防など公共財を供給する機能であり、公共財は、対価を支払わずにその財・サービスを享受するいわゆる「⑤」を排除することができないオという性質を有する。

【語群】

- | | | | |
|------------|------------------|------------|----------|
| a. 排除不可能性 | b. 大きな政府 | c. 有効需要の原理 | d. 安価な政府 |
| e. 非競合性 | f. セイの法則 | g. 経費膨張の法則 | h. 転移効果 |
| i. 神の見えざる手 | j. ビルトイン・スタビライザー | | |

No.6 政治学

世界各国の政治制度について、ア～オに入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

イギリスは君主制ではあるが、歴史的に、立法府たる①の優位が成立しており、国王は君臨するのみで統治権を持たない。そして行政府たる②は国民の代表である①の信任に基づいて成立する議院内閣制の体制を取っている。①は非民選の上院（貴族院）と民選の下院（庶民院）から成り、下院優位の原則がとられている。首相は下院で多数を占める政党の党首が選出され、国王によって任命される。②は首相によって組織されるが、下院の信任を失えば、総辞職するか、下院を解散して国民の意思を問わなければならない。下院では二大政党が政権獲得を目指して争っており、野党となった政党は③を組織して政権交代に備えている。

アメリカは④制をとっており、行政の長たる④も①と同様、国民の選挙によって選ばれている。憲法で厳格な権力分立が確立しているため、④は政策を実行するための①へのア権や、信任を争った場合の①に対するイ権を持たないが、①が可決した法案に拒否権を発動したり、①に政策を示す教書を送る権限や他の国との間に結ばれるウ権を持つ。①は立法権、さらに財政に関わるエ権を持つほか、大統領が拒否権を行使した法案を3分の2以上の賛成で再可決することができる。司法府たる裁判所も強い独立性を有しており、法律やその他の処分に対するオ権を持っている。

中国は社会主義革命によって誕生した国家であり、権力分立を否定し、人民を代表する合議体に全ての権限を集中させる⑤制をとっている。全国人民代表大会が国家の最高機関であり、その下に行政府の国务院と、司法府である最高人民法院が置かれている。

【語群】

- | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|---------|
| a. 参政 | b. 条約締結 | c. 自然 | d. 社会 | e. 予算議決 |
| f. 法案提出 | g. 条例制定 | h. 解散 | i. 会計監査 | j. 違憲審査 |

No.7 行政学

地方自治について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

日本国憲法は、地方自治の章を設けて、第 92 条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定している。「地方自治の本旨」は、国から独立した地方公共団体が存在し、十分な自治権が保障されなければならないという「自治」の原理と、各自治体の中では住民主体の自治が行われなければならないという「自治」の二つの原理から成っている。

地方自治はしばしば「民主主義の

地方公共団体は、地方公共団体内でのみ通用する規則であるの制定権を持っており、法律の範囲内でを制定することができる。また、国政とは違い、地方自治には直接民主制の要素が広範に取り入れられている。地方公共団体の長や地方議会の議員は、住民によって直接選挙される。特定の地方公共団体のみに適用される法律については、地域住民の投票でその過半数の同意を得なければならないという、住民投票（）の制度もある。

地方自治法は、の制定・改廃の請求（）、議会の解散請求、首長・議員の解職請求（）、地方公共団体への監査請求など、直接請求の権利を定めている。近年では、これらの制度を活用した住民による主体的な問題提起や行動が各地で見られるようになっている。

1999 年には地方分権一括法が制定され、大幅な地方自治の改正が実現した。事務が廃止されて、地方公共団体の事務は、地方公共団体が主体的に行う事務と、国などの関与によって行われる事務に分けられることとなった。

【語群】

- | | | | | |
|------------|--------|------------|-----------|---------|
| a. 団体 | b. 特別法 | c. イニシアティブ | d. オンブズマン | e. 住民 |
| f. レファレンダム | g. 機関 | h. 地域 | i. 完全 | j. リコール |

No.8 社会学

ジェンダーと性（セクシュアリティ）の問題について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。

女性の労働力率を年齢階級別に区分すると、近年、その傾向は緩和・解消されつつあるが、そのグラフは、字型であると言われてきた。日本では、女性は一度就職した後、結婚や出産を機にキャリアを中断・離職し、一定の時期を経て再び就労する傾向があった。これは、男性が公的領域で働く一方、女性が私的領域で家事や育児に従事することで、家庭内のが行われていたことを示すものである。

このような形態は、型といわれ、主にイヴァン・イリイチが提唱したを担う専業主婦の存在とともに、戦後長らく続いてきた。また、は、共働きであっても、男性は職場における労働のみが求められるのに対して、女性は、家事・育児や介護の労働がそこに加わるという「シフト」の問題があると指摘した。

こうしたなか、女性の地位向上、平等の実現を目指すさまざまな動きが現れた。

日本国内では、1985年にはが、1999年にはが定められた。2007年には「仕事と生活の調和憲章」が策定され、これを別名で「憲章」という。

また、国際的には、1979年の第34回国連総会で女性差別撤廃条約が採択されたのち、1994年にカイロで開かれた国連の国際人口・開発会議では、女性が自分の体について、安全な性生活や避妊・妊娠・出産・中絶などに対する自己決定権を定める・ヘルス/ライツの理念が提唱された。

【語群】

- | | | |
|----------------|--------------|------------------|
| a. 女性活躍推進法 | b. 育児・介護休業法 | c. アーリー・ホックシールド |
| d. 社会分業 | e. 男女雇用機会均等法 | f. 感情労働 |
| g. 男女共同参画社会基本法 | h. 性別役割分業 | i. ウィリアム・F・オグバーン |
| j. シャドウ・ワーク | | |

No.9 会計学

損益計算書の区分に関する次の記述について、～に入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、～に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

損益計算書には、、経常損益計算及びの区分を設けなければならない。

の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及びを記載して、を計算する。

二つ以上の営業を目的とする企業にあつては、その費用及びを主要な営業別に区分して記載する。

経常損益計算の区分はの結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他営業活動以外の原因から生ずる損益であつて、に属しないものを記載し、経常利益を計算する。

の区分は、経常損益計算の結果を受けて、前期損益修正額、固定資産売却損益等のを記載し、を計算する。

の結果を受けて、前期繰越利益等を記載し、当期末処分利益を計算する。

損益計算書は大項目として上から「売上高」、「」、「売上総利益」、「」、「」、「営業外収益」、「」、「経常利益」、「特別利益」、「」、「税引前当期純利益」、「法人税等」、「」という項目で構成されている。

このように分類することで、費用及びが本業によるものなのか、それとも本業以外のものなのかを知ることができる。

【語群】

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|----------|
| a. 次期繰越利益 | b. 営業損益計算 | c. 営業外損益計算 | d. 純損益計算 |
| e. 特別損益 | f. 営業外損益 | g. 収益 | h. 営業利益 |
| i. 営業外利益 | | | |
| j. 割引手形 | | | |

No.10 経営学

企業形態に関する問題について、ア～オに入る適切な語句を下の【語群】から選び、その記号を記入せよ。また、①～⑤に入る適切な語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

企業形態に着目すると、大きく公企業・①企業（第三セクター）と、私企業に分類できる。このうち私企業は非営利企業と営利企業に分かれ、営利企業はア企業とイ企業に分類できる。さらに営利のイ企業は、ウ企業、匿名ウ、信託、会社に分類される。

会社の種類は、ア企業や保険業法による相互会社のほか、②、③、④、⑤がある。これら②～⑤について、出資責任と持分譲渡について見てみると、以下のようになる。

②は、出資責任はエのみで、エ社員のうち、業務執行社員の持分譲渡は全社員の承諾が必要だが、業務執行をしない社員の持分譲渡は業務執行社員の承諾があれば可能である。

③は、出資責任はオだが、持分譲渡に他の全社員の同意が必要である。

④は、出資責任はエのみであり、持分譲渡は自由である。

⑤は、出資責任はオとエがあり、業務執行のオ社員は全社員の合意が、非業務執行のエ社員はオ社員の合意があれば持分譲渡ができる。

【語群】

- | | | | | |
|--------------|---------|-----------|-------|---------|
| a. 非上場 | b. 無限責任 | c. 公益社団法人 | d. 組合 | e. 有限責任 |
| f. 権利能力のない社団 | g. 個人 | h. 一般社団法人 | i. 共同 | j. 上場 |

